

議案第 4 号「琴浦町地域運営組織条例の制定」に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 112 条及び琴浦町議会会議規則第 14 条の規定により別紙修正案のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 2 2 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志 様

提出者 琴浦町議会議員 川 本 善 孝

賛成者 同 田 中 肇

同 金 光 敦

【提案理由】

この度の、琴浦町地域運営組織条例案の附則第 2 条（琴浦町公民館条例の一部改正）は、公民館活動に大きな役割を果たしている公民館運営協議会の設置を任意化するものである。

これにより公民館を基軸とする地域の活動が阻害され、本町の社会教育が後退する懸念が生じる。

このため、条例案の一部を削除するものである。

議案第 4 号 琴浦町地域運営組織条例の制定に対する修正案

琴浦町地域運営組織条例制定案の一部を次のように修正する。

附則第 2 条（琴浦町公民館条例の一部改正）を削る。